



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 10 月 16 日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／香港】

「香港-中国間の経済貿易緊密化協定（CEPA）」に関する第 10 次補充協定について

2013 年 8 月 29 日、香港政府と中国政府は「経済貿易緊密化協定（CEPA）第 10 次補充協定」に調印しました。今回の補充協定では 28 分野 73 項目の規制緩和措置が盛り込まれ、香港-中国間における金融・サービス・貿易・投資面での結びつきの一段の強化が図られることとなります。

なお、新協定は 2014 年 1 月から発効となります。

◎ 香港-中国間の「経済貿易緊密化協定（CEPA）第 10 次補充協定」における主な規制緩和措置

《サービス貿易》

項目	内容
法務	<ul style="list-style-type: none"> 香港の法律事務所が広東省の法律事務所と提携し、広東省に弁護士事務所を設立することを認可。また、当該弁護士事務所に中国本土の弁護士を派遣し、法律顧問活動を行うことも認可。
銀行	<ul style="list-style-type: none"> 香港の銀行が中国本土に設立した支店が人民元業務取り扱いの認可を取得している場合、「香港企業が第三国・地域を経由して中国本土に設立した企業」に対して人民元業務の提供を認可。
証券	<ul style="list-style-type: none"> 香港の証券会社が中国本土で QFII（適格海外機関投資家）資格を申請することを認可。 一定条件を満たす香港の金融機関が中国本土で合併によるファンド管理企業を設立することを認可。合併契約における香港側出資者の持株比率は 50% 超とすることも可能。 一定条件を満たす香港の金融機関は、中国本土で合併による証券会社の設立を認可。会社数は上海市、広東省と深セン市でそれぞれ 1 社までとし、香港側出資者の持株比率は 51% までとする。
技術試験・分析	<ul style="list-style-type: none"> 広東省内で試行資格を有する香港の認定サービス企業による認定対象を拡大。また、認定対象についても従来の食品分野に加えて、任意認証商品を追加。 香港と中国本土の試験機関が協力し、認証結果の相互認証を可能とする。
印刷	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業が中国本土企業との合併により印刷業に従事することを認可。合併契約においては中国本土側出資者が会社支配権を有することとする。
通信	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業が、広東省で中国本土企業との合併によりオンライン・データ処理及び取引サービスを提供する会社の設立を認可。合併契約における香港側出資者の持株比率の上限は 55% までとする。
運輸	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業が港湾施設建設業や港湾での積荷・保管業に投資を行う場合の資本金額及び支店開設条件は、中国本土企業の条件と同じ扱いとする。
人材派遣・斡旋	<ul style="list-style-type: none"> 香港企業が広東省において人材派遣・斡旋業に携わる現地法人を設立する場合の経営年数に関する制限を撤廃する。
葬祭	<ul style="list-style-type: none"> 香港の葬祭業者が中国本土で独資或いは合併で葬祭施設と遺骨安置場を経営することを認可。

《金融協力》

金融分野での更なる協力関係を深化させることを目的に、香港と中国本土のファンド商品に関して双方の許認可機関が相互承認することを積極的に検討すること、また一定条件を満たす香港の損害保険会社が中国本土の交通事故責任強制保険（自動車損害賠償責任保険に相当）業務への参入を積極的に支援する方針などが示されました。

【出所：香港政府、工業貿易局 HP】

照会先： 国際事業部

（東京）電話 03-6704-2723

（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載